

# 一般社団法人 格闘技振興会 MEIBUKAI 格闘技ジム 会員規約

2019年 7月 1日 改訂

## 第一章 総則

### 第1条(名称)

名称は、MEIBUKAI格闘技ジム(以下、本会)と称します。

### 第2条(目的)

本会は、武道、格闘技を通じて会員の心身の健康維持、増進並びに会員相互の親睦を図ると共に、プロ・アマチュア選手の育成と青少年の健全育成、地域社会の健康で明るいコミュニケーションづくりを寄与することを目的とします。

### 第3条(運営および管理)

- (1)本会は、一般社団法人格闘技振興会が運営し各事業部にて運営、管理を行います。
- (2)本会の施設は、本会の運営法人が所有管理会社から借用し運営、管理を行います。

## 第二章 会員

### 第4条(会員制度)

- (1)本会は会員制とし、入会する際に定められた会員制度で契約し、利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。
- (2)会員の契約期間は会員が本会所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。

### 第5条(会員資格)

本会に入会できる方は、満4歳以上の男女の方で本会の趣旨に賛同し本契約を承諾した方とします。尚、本会は、その自由な裁量により入会申し込みを承認またはお断りすることができます。その理由を示す必要は無いものとします。

本会の入会資格は以下の通りとします。

- (1)医師等に運動を禁じられておらず、本会の施設の利用に支障が無いと申告された方(尚、60歳以上の方は健康診断書の提示をお願いする場合があります)
- (2)本規約および本会の諸規則を厳守し格闘技を学ぶ者としての心得を生涯通せる方。
- (3)暴力団関係者、薬物常用でない方。
- (4)入会后、6ヶ月間は退会しない事を成約できる方。

### 第6条(入会手続き)

本会は、本規約を了承のうえ入会手続きを行い、本会の了承を得たうえ、規定の入会登録・会費を納入して会員の資格を得た方を本会の会員とします。

### 第7条(未成年者の取り扱い)

満4歳以上の未成年者が会員になろうとする時は、本人とその親権者が連署のうえ入会申し込みをするものとします。この場合親権者は規約に基づく責任を本人と連結して負うものとします。

### 第8条(審査・昇級・ライセンス・選手・プロ選手)

- (1)本会の昇級・ライセンスの発行は、一般社団法人格闘技振興会が定めた基準に沿って審査を行い、一般社団法人格闘技振興会が発行する認定証を用いることとする。
- (2)各昇級・ライセンス取得の為に昇級審査には、定められた審査費を本会に収め受験し、合格した者は定められた認定証発行手数料を一般社団法人格闘技振興会に収めてライセンスが発行され認定されたものとする。
- (3)本会が育成した全ての選手は、本会の許可なく移籍、他の団体から選手としての復帰はできません。それに反した者は本会が請求する違約金と移籍金を支払う義務を負うものとする。
- (4)本会のプロ会員の資格は、プロテスト合格者にプロ認定致します。
- (5)本会のプロ認定選手は、プロ選手契約を締結し今後すべてのプロ格闘技の試合を本会の管理下にてのみ出場できるものとする。
- (6)プロの試合における肖像権その他プロとしてのすべての権利は本会が管理します。
- (7)プロ選手の試合報酬は、本会とそのプロ選手の協議の上決定し

選手の過失による違反金等は、選手が全額負うものとする。

- (8)プロ会員証は、年間更新とし10,000円を更新手数料として支払い更新完了とする。
- (9)会員証を紛失した場合には、直ちに所定の手続きを行い再発行を本会に申請するものとします。会員証の再発行手数料は会員負担とし、発行手数料として8,000円(税込)を本会に支払うものとします。

### 第9条(入会登録料、諸会費)

- (1)会員は本会が定めた入会登録料、諸会費、諸料金等の金額を所定の支払期日、支払方法で本会に納入しなければなりません。
- (2)一旦お支払い頂いた入会登録料、諸会費諸料金等は理由に関わらず返還致しません。
- (3)本会は会の運用上必要と判断した場合または経済情勢の変動に応じて、入会登録料・諸会費・諸料金を変更することができます。本会内において告示するものとします。

### 第10条(退会)

- (1)会員が本人の都合により本会を退会する場合は、(退会する希望月の前月10日迄に)退会届を提出し、所定の手続きを完了しなければなりません
- (2)会員の都合により会費を滞納した場合は退会届を提出するまでの会費の支払い義務が生じます。
- (3)入会后、6ヶ月間は、休会、退会はできません。
- (4)会費の滞納が6か月間続いた場合、強制退会とします。この場合6ヶ月間の滞納した会費と引落し手数料、その他の必要経費に年6%の遅延損害金を加算した金額の支払督促書を裁判所より通達致します。

### 第11条(会員除名)

会員が以下のいずれかに該当するときは、本会はその会員を除名することができます。会員は資格を失います。

- (1)本会規約、その他諸規則に違反したとき。
- (2)本会の、名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- (3)入会に際して本会に虚偽の申告をしたとき。
- (4)諸会費、諸料金の支払いを怠り本会の催促に応じなかったとき。
- (5)本会の会員としてふさわしくないと本会が判断したとき。

### 第12条(会員資格喪失)

- 会員が下記のいずれかに該当するときに会員資格を喪失します
- (1)会員が退会したとき。
- (2)会員が除名されたとき。
- (3)会員が死亡したとき。
- (4)本会、または本会施設が閉鎖したとき。

### 第13条(休会)

- (1)会員が本会を休会する場合は、休会届を前月10日までに所定の手続きを行うものとし、引落された会費の返金はできません。
- (2)入会后、6ヶ月間は、休会できません。
- (3)会員は休会月毎に、休会月会費1,500円を支払うものとします。

### 第14条(諸手続き)

- (1)会員は、入会申し込み事項(住所・連絡先等)に変更があった場合は速やかに届け出るものとし、変更手続きを完了しなければならない。
- (2)会員区分変更時は、年齢や成長に伴う区分変更以外の場合1,500円(税込)を区分変更手数料として本会に支払うものとします。

### 第15条(損害賠償)

- (1)会員は施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、本会は施設内その他本会が主催する行事等の場所にて発生した盗難、傷害その他

すべての事故について一切の賠償責任を負わないものとします。

- (2)プロ選手、アマチュア選手、その他すべての会員の練習中、試合での傷害、事故等も各会員の責任とし、本会は一切の損害賠償を負わないものとします。
- (3)会員は本会で学んだ技術、指導方法等を他の団体や他の施設等で本会に無断で指導をしてはならない、それを侵した会員は本会に対して賠償責任を負うものとし、本会の請求する損害賠償額を支払うものとします。

- (4)本会の発行するすべての掲載物、ホームページ、ロゴ、DVDなど本会が管理しそれを侵した者は損害賠償を支払うものとします。
- (5)機密事項等情報漏えいを侵した者は損害賠償を支払うものとします

### 第16条(健康管理)

本会すべての会員は各自の責任において健康管理を行うものとする。

## 第三章 施設利用

### 第17条(諸規則の厳守)

- (1)会員は本会の施設利用に際して、規約、注意事項を厳守する事。
- (2)会員は本会の承諾を取らずに試合に出場することはできません。
- (3)会員は本会の承諾を得ずに他団体と練習をする事を禁止します。
- (4)会員は地下格闘技、反社会勢力や関連する格闘技の団体、グループ、行事、イベント、興業等に関わる事、チケット購入、観戦等の一切を禁止します。

### 第18条(入場禁止、退場)

- (1)他人に感染する恐れのある疾病、または筋肉の痙攣や意識の喪失などの恐れのある疾病を有する方。
- (2)医師から運動を禁じられている方。
- (3)酒気を帯びている方。
- (4)暴力団関係者の方、刺青を見せ他人に不快感を与える方。
- (5)薬物を常用し日常生活に支障をきたしている方。
- (6)妊娠をしている方。
- (7)他の会員に著しく迷惑となる行為をされる方。

### 第19条(閉鎖、休館)

本会は、以下の理由により必要とする場合、本会を閉鎖、休館する事ができます。

- (1)本会がイベント、大会、試合を行う場合。
- (2)災害等により開業が出来ない場合。
- (3)警報が発令され危険と判断した場合。
- (4)施設の改造、修理が必要な場合。
- (5)経営上、運営が困難になった場合。

### 第20条(休業)

本会が設ける定期休業、設備点検等の理由の場合は一定期間の休業とします。

\*必ず本規約を確認して下さい。

\*本紙は大切に保管して下さい。

の注意点をしっかりとご確認ください。